

手続案内

部局名	所属名
健康福祉部	地域福祉課
手続名	
保護の開始の申請に対する決定	
根拠法令	
生活保護法	
条項	
第24条第1項	
手続対象者	
永平寺町、越前町、池田町、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町にお住まいで生活保護を申請する方	
提出先	
永平寺町にお住まいの方は福井健康福祉センター 越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター 池田町、南越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター武生福祉保健部 美浜町、若狭町（旧三方町）にお住まいの方は二州健康福祉センター 高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町）にお住まいの方は若狭健康福祉センター	
提出時期	
生活保護を申請する時	
提出書類	
① 保護申請書 ② 収入申告書 ③ 資産申告書 ④ 同意書 ⑤ その他、健康福祉センター所長が指定する書類	
手数料	
申請にかかる手数料は必要ありません。	
審査基準	
生活保護法他関係法令による	
標準処理期間	
14日	
相談窓口	
各健康福祉センター	
備考	